

令和2年度第1回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和2年8月20日（木）
午後1時30分～午後2時25分
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎 301会議室
- 3 招 集 日 令和2年6月24日
- 4 出席委員 中村 悦子、山本 茂、福田 芙美子、吉田 春美、
笠原 裕司、中久木 典子、高杉 幹、石渡 烈人、
志摩 誠、神田 英子
- 5 欠席委員 保田 国伸、藍川 治助、木川 稔
- 6 事務局 伊藤市民生活部長、吉野市民生活部次長兼保険年金課長
石戸保険年金課長補佐、山崎国民健康保険係長、
伊藤保険年金課長補佐兼保険料収納係長
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議事内容
 - (1) 令和2年度流山市国民健康保険実施計画（案）について
 - (2) 令和2年度流山市国民健康保険料収納実施計画（案）について
 - (3) 令和2年度流山市国民健康保険料滞納者分析について
 - (4) 令和元年度流山市国民健康保険特別会計決算について
- 9 配布資料
 - (1) 令和2年度流山市国民健康保険実施計画（案）（資料1）
 - (2) 令和2年度流山市国民健康保険料収納実施計画（案）
（資料2）
 - (3) 令和2年度流山市国民健康保険料滞納者分析（資料3）
 - (4) 流山市国民健康保険特別会計令和元年度決算資料（資料4）
- 10 会議時間 開会 午後1時30分
閉会 午後2時25分

1 1 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和2年度第1回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に際しまして事務局からお願いを申し上げます。会議録作成のため、説明、質疑、答弁に当たっては、氏名を名乗ってから発言されるようお願いいたします。なお、本日はマイクを使用しませんので、尚且つ、マスクも付けておりますので、録音出来るようにお話しただけると非常にありがたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。お暑い中お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症がなかなか沈静化しない時期に、お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、令和2年度流山市国民健康保険実施計画案等について、審議して参りますので、よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

—市民生活部長あいさつ—

(事務局)

申し訳ありませんが部長は、この後、別の公務のため退席させていただきます。

—市民生活部長退席—

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(議長)

これより議事に入ります。

本日の出席者は、委員13名のところ10名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

本日、傍聴人はいらっしゃらないので、このまま進めます。

それでは、議題1から3は、関連があると聞いていますので、一括で取り扱うこととして、事務局から合わせて説明をお願いします。

一 説明(事務局 実施計画)

(事務局 収納実施計画、滞納者分析) 一

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「令和2年度流山市国民健康保険実施計画(案)について」、議題2「令和2年度国民健康保険料収納実施計画書(案)について」及び議題3「令和2年度流山市国民健康保険料滞納者分析について」の説明がありましたが、質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

保険実施計画案の4ページ、医療費通知のところで、個人通知をされるとおっしゃったんですが、これまでは世帯主のところへハガキで開くものが通知されていましたが、今後は、例えば家族4人であれば4枚送付されるということですか。

(事務局)

はい、4枚です。

(委員)

その経費とかは、財政を圧迫しませんか。

(事務局)

経費的には、そんなに変わらない。

(委員)

変わらない。

(事務局)

なぜかと申しますと、医療費通知が確定申告に使えるようになりましたので、それに対応するように個人に通知することに変えた次第です。

(委員)

医療費の控除は、向こう何年とかいうものですよね。ということは、それを取っておかなければいけない訳ですね。

(事務局)

もし、医療費通知で申告した場合は、添付はしませんが保存することが義務付けられていますので、医療費通知で行った場合は、取っておかないと駄目です。ただし、医療費通知を使わないで領収書でやった場合は、領収書を取っておかないと駄目です。

(委員)

コロナウイルスの関係で、今、私共の方が県の生活福祉資金の市の窓口になっている。そういう関係で、今約600名近くが借入れしているんですね。生活に非常に困っている人が、今、多いですが、この健康保険の収納についても影響があるんじゃないかと思いますが、その辺については、計画は分かりますが、どのように考えていますか。

(事務局)

まず、今年度ですけど、国民健康保険に加入されている被用者の方で、コロナウイルスまたはその症状で会社を休んで無休になってしまった方については、条例を改正しまして傷病手当金というのを支給しております。また、保険料に関しましては、昨年度と収入が30%以上減収された方については、人によって違いますが、保険料の減免があります。また、30%収入が減らなかった、25%くらいしか減らなかったと、そういう人は保険料の減免にはならないですけど、今度は、収納の方で徴収猶予というのを6か月間、その間は納付しないで回復するのを待ってみましょうということで、徴収猶予を適用している次第です。そういう制度を組み合わせてやっておりますので、あとは、保険料で困っている方につきまして相談いただければ対応したいと思っております。

(委員)

今の御意見に関してなんですけど、コロナウイルスの、この計画書の中に口頭で途中説明はありましたけど、コロナウイルスのこと何も書いてないんですね。当然影響受けるのは、さっきおっしゃっていた収入の問題、それからもう1つ他にも色々あるんでしょうけど、例えば特定健診に書いてあるんですけど、ここに受診率目標60%とありますが、おそらくコロナであまり医療機関へは、行かないと思いますし、先程おっしゃってたAIによる推進っていうんですか、それをやらないという話ですが、実質的にはなかなか難しいはずですよ。そういうことに対してどうしようかが、何も書いてないので、これだと目標は今までと同じですよ。こういう形でね世の中の変化についていないように思うんです。どういう提案かよく分かりませんが、変化に対して計画としてどうしていくのかあった方が良くないかと思えます。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。この計画自体作ったのが4月の初めで、要は時点修正をすれば良かったんですけど、そのままお出ししたということでございますので、これは、うちの方でコロナ対策を十分施策を持った上で、収納または特定健診を進めていきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

(委員)

続いてよろしいですか。

資料2の1ページ目の4、口座振替加入率が平成30年度が40.3%、令和元年度が40.1%だと思いますが、減っている理由というのは、どんなことでしょうか。

(事務局)

よろしいでしょうか。今、国保で口座振替を利用されている方というのが意外とご高齢の方が多く状況にありまして、75歳になりますと後期高齢者医療制度へ移行してしまいますので、その関係でどうしても口座振替率が下がってしまうということです。

(委員)

できればですね、口座振替に本来的には持っていければ、一番確率が高いですよ。納入される確率が。そういう提案は非常に難しいでし

ようか。

(事務局)

若者といいますか、若い世代につきましては、コンビニ収納や今年度からLINE Pay、スマートフォンを使用して納付できる環境整備を整えてますので、やはりそちらの方を優先されてしまう。ただし、今は口座振替については、銀行へどうしても申し込みしないといけなかったんですね。それを、改善するような手があれば、それを導入して簡単に口座振替できるような仕組みを整えて行きたいと思っております。

(議長)

先程の委員への回答はあのままでよろしいですか。

(委員)

どういうことか計画書として明示されていれば良い。

(事務局)

はい。

(委員)

されるなら、それでいいです。

(委員)

計画書案の6ページのマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認についてなんですけど、オンラインで資格確認できるのは利便性があって良いんですけど、セキュリティとか、そこは万全を尽くされるんですか。

(事務局)

それは、総務省と厚労省でやっていますので、国がその責任で万全を期しているかと思っております。

(委員)

私、まだマイナンバーカードに変更してないんですけど、それって流山市でどれくらいの方達に変更されてるんですか。

(事務局)

主管課ではないのでわからないんですけど、まだ20%に行っていないと思うんですが。

(委員)

あと1年無いですよね、80%の方が・・・。

(事務局)

必ず健康保険証が使えるようになる訳ではございませんので、マイナンバーカードに保険証の情報を写せば便利になるというか、そこにまた健診の経過なども見られるようになるので、そこで活用していただければ、必ずしも保険証が使えるようになる訳じゃないので。

(委員)

今回、給付金の時にオンラインで様々なトラブルがありましたよね、そこに準じていわゆる個人情報漏洩するとか、そういうした場合に、すごく不安材料があるんですけど、その辺やっぱりした方がいいですか。マイナンバーカードそのものが。皆さんもう変えてらっしゃるんですか、役所の方達は。

(事務局)

持っていますけど、保険証機能はまだ。

(委員)

資料2の2ページの5について、収納率向上対策というのが督促状など、どのくらいのパーセンテージ出しているのか催告書もどのくらいのパーセンテージ出しているのかというのが、記載が無いのでいかがなものでしょうか。やっぱり、その辺しっかり押さえておかなくちや費用対効果を考えると何回も何回も出してても意味が無いんじゃないかと思うし、その辺を踏まえてパーセンテージ分かればいいのかと考えたんですが。

(事務局)

パーセンテージは、今、すぐ出ないんですけど、令和元年度の督促状の発送件数約30,000件です。これは、法律上納期限に未納があった場合には、20日以内に督促状を出さなければならないとなっています。あと、催告書については約4,500通。催告書につきまは、督促状は納期ごとに出すんですけど、催告は半年に1回、年2回出しております。これは、6か月以上、督促状を出して6か月以上開いた場合、通達で改めて催告をして処分しなさいというのがございますし、あとは、催告をすることによって時効も延長が認められますので、そういうことでやっております。ただし、何でパーセンテージを入れないかといいますと、その数量が読めないですね。そういうことで入れていません。

(委員)

資料1と資料3と連動してたんですけど、6ページの5その他、適正な保険料の検証とありますが、資料3の低所得者とか所得の低い方が多いっておっしゃられていましたが、所得が適正じゃないから、未納の方が多いいんじゃないですか。低所得者に対しての保険料の算出が適正では無いから、やはり払えない方が多いんじゃないかと私には思えたんですけども、例えば、所得に対して何パーセントというのが課せられてますよね、それっていうのは、もちろん考慮してくださってると思うんですけど、もうちょっと甘くしてあげるとか、そのようなことを具体的に示していただくといいなあとは感じたんですけど、市町村に寄っては、中学生まで医療費が・・・それは、また別なんだ。

(事務局)

まず、保険料の関係なんですが、保険料率というのは、低所得者を何パーセントにしましょう、高所得者を何パーセントにしましょうというのは出来ませんから同率でやっています。その分ですね、保険料は、所得によって軽減制度7割、5割、2割という保険料の軽減制度がございます。流山市の場合、この次の決算のところでご説明しようと思ってたんですけど、この資料4の7ページをご覧くださいんですけど、応能割・応益割というのがあるんですけど、応能割というのは所得等に何パーセントとかけていくんですけど、流山市の場合、所得に係る割合11.1%、東葛の市町村の中では、松戸市に次に2番目に高くなっています。応益割というのはですね、加入したら必ずお支払いいただくものですね。それを均等割と言うんですけど、それにつきまして流山市が一番安くなっておりますので、その点につきましては、低所得者にはやさしいとそういう風になっていますので、ご理解いただきたいと思います。ただし、保険料。先程、部長のお話の中にもありましたように、令和元年度赤字補填として3億ちょっと一般会計の方から繰入れてますので、今、県の方からも言われていますが、赤字補填につきましては削減または解消しろと言われておりますので、今、コロナで料金改定は難しいですが、将来的には少なくとも削減していかなければならないことだと思っておりますので、その時には低所得者にですね配慮していきます。

(議長)

他にございませんでしょうか。 質疑も出尽くしたようなので、議題 1 から 3 を終了します。事務局には、計画に沿った滞りない事務の遂行をお願いします。

それでは次に、議題 4 「令和元年度流山市国民健康保険特別会計決算」について事務局より説明をお願いします。

—説明（事務局）—

（議長）

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に質問等ございましたらお願いいたします。

（委員）

今、ご説明を聞いておりました、冒頭の総括の所に差引額 7 5 0 0 万円プラスですね。それで 2 ページ目の繰入金の所の決算補填目的赤字 3 億 4, 1 0 0 万円ほど、実質的な赤字は、3 億から 7, 5 0 0 万円を引いたものが実質的な赤字ということですか。そういう見方ではないんですか。

（事務局）

実質で言えばそうです。その通りです。

（委員）

今後の対策として、将来に向けて赤字を無くそうというのは、3 億何某から 2 億数千万というのが、とりあえず今年度は対象になる。

（事務局）

今の段階では、そうですね。

（委員）

2 点目の質問なんですけど、被保険者数は減っているのに、療養給付費は全体は減っているけど、一人あたりは高くなっているのは、この 8 ページ医療給付費一人あたり、平成 3 0 年度だけマイナスになりますけど、他は全部プラスですよ。これは、高齢化が進んだと見るのか、医療の高度化が進んだと見るのか、はたまた、保険点数の改定の影響に合せてじゃないですよ。

（事務局）

それはないです。

(委員)

この傾向は、これからも続くと見ているんですか。

(事務局)

これからもですね、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行するまで続いてしまうと思うんですね。2025年までに完全に移行されるみたいなので、高齢者の割合が少なくなれば多少は、減少してくると思うんですね。ただし、あくまで想定なので、こればかりはまた今後、医療費や薬が出た場合、なんとも言えない状況ですね。今言えることは高齢化が一番で医療費がこうなったという結果だと思います。

(委員)

本当にそれだけですかね。要するに医療の高度化と年寄りが増えたからということですけど、本当にそうなのかな、不思議でしょうがない。世の中では、そういう風に言ってますよね。年寄りが増えたから医療費全体が上がってるんだ。

(事務局)

あとはですね、うちの方も政策として頻回受診ですよ。薬を多く服用している方、そういう方がまだまだいらっしゃいますので、そういう方に対しても対策を打っていくことによって、多少は医療費が削減の方へ向かえば良いと思います。そういうのも1つの原因かもしれません。

(委員)

それがどうもストーンと落ちてこなかったんですよ。はい、分かりました。

(議長)

他にご質問等ございませんでしょうか。ご質問がないようですので、質問は以上にさせていただきます、議題4を終了させていただきます。これによって令和元年度決算を認定したことを運営協議会を代表して報告します。

最後に、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

連絡事項になりますが、本日までご出席いただきました委員の皆様方の報酬については、後日、ご指定の預金口座に振り込みをさせていただきます。

きます。

(議長)

他に何かありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、令和2年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

会議が終了しましたので、事務局へお返しします。

(事務局)

議長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の日程は、全て終了となります。ありがとうございました。